

安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

製造者情報	会社	ホーザン株式会社
	住所	大阪市浪速区幸町1-2-12
	担当部門	マーケティンググループ
	お問い合わせ窓口	ホーザンテクニカルホットライン
	電話番号	06(6567)3132
製品番号	AP-1	
製品名	下地剤	
推奨用途及び使用上の制限		自転車用ネジ／圧入部品のゆるみ止め

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性	： 急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	区分4
	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2A
	生殖毒性	区分1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語	： 危険
危険有害性情報	： 飲み込むと有害 皮膚に付着すると有害 皮膚刺激 強い眼刺激 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 呼吸器への刺激のおそれ

注意書き

安全対策	： 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わない。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用する。 取扱い後は顔、手、ばく露した皮膚をよく洗う。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしない。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避ける。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用する。
------	--

- 皮膚に付着した場合 : 直ちに多量の水と石けんで15分以上洗い流す。
症状が続く場合は、医師に連絡する。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせない。
口をすすぐ。
意識がない場合は、口から何も与えない。
医師に連絡する。
- 応急措置をする者の保護 : 適切な保護具を着用する(「8. ばく露防止及び保護措置」を参照)。
眼、皮膚、衣類につけない。
- 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状
: 眼の充血や涙を起すおそれ
焼けるような感覚
- 医師に対する特別な注意事項
: 症状に応じて治療する。
-

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 二酸化炭素、粉末消火剤、乾燥砂、耐アルコール性泡消火剤
- 使ってはならない消火剤 : 水
- 特有の危険有害性 : データなし
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は必ず空気呼吸器、防護服を着用する。
個人用保護具を使用する。
-

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
: 眼、皮膚、衣類につけない。
十分に換気する。
必要に応じて個人用保護具を着用する。
関係者以外は安全な場所に退去させる。
- 環境に対する注意事項 : データなし
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材
: 危険でなければ漏れを止める。
ウエス等に吸着させ回収し、その後を完全にウエス等でふき取る。
密閉できる空容器に回収する。
-

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 安全取扱い注意事項 : 全ての安全注意をよく読み、理解するまで取扱わない。
眼、皮膚、衣類につけない。
十分に換気する。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしない。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をする。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避ける。
換気が不十分な場合は、適切な呼吸用保護具を着用する。

保管

- 保管条件 : 容器を密閉し、乾燥した涼しいところに置く。
換気の良い場所で保管する。
子どもの手の届かないところに置く。
施錠して保管する。
- 安全な容器包装材料 : データなし

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度 :

化学名又は一般名	許容濃度	
	日本産業衛生学会	ACGIH TLV
2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール CASNo.128-37-0	—	TWA: 2mg/m ³ (インハラブル粒子)

- 設備対策 : 作業場には眼の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。
排気／換気設備を設置する。

保護具

眼及び／又は顔面の保護具

- : 保護眼鏡を着用する。

手の保護具

- : 不浸透性の手袋を着用する。

皮膚及び身体の保護具

- : 長袖の保護衣を着用する。

呼吸用保護具

- : 通常の使用条件下では不要。

ばく露限界を超えたり、刺激があったりした場合は、換気と避難が必要になることがある。

環境へのばく露防止

- : 環境への放出を避ける。

適切な衛生対策

- : 眼、皮膚、衣類につけない。

適切な保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用する。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしない。

9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

- 物理状態 : 液体
- 色 : 薄茶色
- 臭い : 特徴のある臭い
- 臭いの閾値 : データなし
- pH : データなし
- 融点／凝固点 : データなし
- 沸点又は初留点及び沸騰範囲 : $\geq 163^{\circ}\text{C}$
- 引火点 : 100°C
- 蒸発速度 : データなし
- 可燃性 : データなし
- 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 : データなし
- 蒸気圧 : データなし

密度及び／又は相対密度	: データなし
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: データなし
水に対する溶解度	: 不溶
溶解度	: データなし
n-オクタノール／水分配係数(log値)	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
動粘性率	: 43mPa·s
爆発性	: データなし
酸化特性	: データなし
軟化点	: データなし
分子量	: データ
VOC含有量	: 0.31%
VOC	: ~3.2g/L / ~0.03lb/gal
液体密度	: データなし
かさ密度	: ~1.0235g/cm ³ (~8.54111lbs/gal) @20°C

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の取扱いではなし
化学的安定性	: 通常の状態では安定
危険有害反応可能性	: 通常の取扱いではなし
避けるべき条件	: データなし
混触危険物質	: データなし
危険有害な分解生成物	: データなし

11. 有害性情報

ばく露の経路に関する情報(製品)

吸入した場合	: 呼吸器への刺激のおそれ
眼に入った場合	: 強い眼刺激(成分に基づく情報) 発赤、かゆみ、痛みを起こすおそれ
皮膚に付着した場合	: 皮膚刺激(成分に基づく情報) 皮膚に付着すると有害
飲み込んだ場合	: 胃腸の刺激、吐き気、嘔吐、下痢のおそれ 飲み込むと有害(成分に基づく情報)
毒性の数値測定	: ATEmix(経口): 511 mg/kg ATEmix(経皮): 1086 mg/kg
未知の急性毒性	: 混合物の71.2%は、未知の急性毒性(経口)の成分で構成されている。 混合物の1%は、未知の急性毒性(経皮)の成分で構成されている。

急性毒性(成分)

化学名又は一般名	経口(ラット) LD50	経皮(ラット) LD50	経皮(ウサギ) LD50
3,5-ジエチル-1-フェニル-2-プロピル-1,2-ジヒドロピリジン	—	—	>1000mg/kg
テトラヒドロフルフリルアルコール	=1600mg/kg	—	—
2,6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	>2930mg/kg	>2000mg/kg	—

- 急性毒性(経口) : 区分4
飲み込むと有害
- 急性毒性(経皮) : 区分4
皮膚に付着すると有害
- 皮膚腐食性/刺激性 : 区分2
皮膚刺激
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
: 区分2A
強い眼刺激
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性
: データなし
- 生殖細胞変異原性 : データなし
- 発がん性 : データなし
- 生殖毒性 : 区分1B
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露)
: 区分3
呼吸器への刺激のおそれ
- 特定標的臓器毒性(反復ばく露)
: データなし
- 誤えん有害性 : データなし

12. 環境影響情報

生態毒性 : 長期継続的影響により水生生物に有害

化学名又は一般名	藻類/水生植物	魚
メタクリル酸テトラヒドロフルフリル CASNo.2455-24-5	—	ファットヘッドミノー LC50:31.1-38.8mg/L 96時間
テトラヒドロフルフリルアルコール CASNo.97-99-4	—	メダカ LC50: >101mg/L 96時間
2,6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール CASNo.128-37-0	藻類(Pseudokirchneriella subcapitata) EC50: =6mg/L 72時間 藻類(Desmodesmus subspicatus) EC50: >0.42mg/L 72時間	—

残留性・分解性 : データなし
 生体蓄積性 : データなし
 土壌中の移動性 : データなし
 オゾン層への有害性 : データなし
 その他の悪影響 : データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 関連法規制並びに地方自治体等の基準に従う。
 汚染容器 : 空の容器を再使用しないこと。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報 : 該当しない
 航空規制情報 : 該当しない

国内規制

陸上輸送 : 消防法の規定に従う。
 海上輸送 : 船舶安全法の規定に従う。
 航空輸送 : 航空法の規定に従う。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物有害物(法第57条、施行令第18条別表第9)
 名称等を通知すべき危険物有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
 リスクアセスメントを実施すべき危険有害物(法第57条の3)

2,6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール 政令番号:262

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

: 第1種指定化学物質

2,6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール 政令番号:207

消防法 : 第四類 引火性液体 第三石油類

化審法 : 優先評価化学物質(法第2条第5項)
2,6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール 通し番号:64

船舶安全法 : 引火性液体類

航空法 : 引火性液体

製品中の含有量や使用・保管する総数などの諸条件、また法令の改正により、必ずしも適用されるものではありません。
詳しくは各法令をご確認ください。

16. その他の情報

記載内容は、現時点で入手できる資料・データ等に基づいて作成しておりますが、製品の適応性・安全性を保証するものではありません。取扱いには十分注意してください。

このデータの使用による損失や損害について一切責任を負いません。ご使用者の責任において安全対策を実施の上、取扱い願います。
